

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：防衛省

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.0%
全職員	81.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	104.3%
本省課室長相当職	92.4%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	97.7%
係長相当職	91.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.0%
31～35年	91.8%
26～30年	92.6%
21～25年	91.0%
16～20年	91.4%
11～15年	96.5%
6～10年	96.8%
1～5年	99.2%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員については、近年は新規採用者に占める女性の割合が高いことに伴い、相対的に勤務年数が短い女性職員の割合が高くなっていることが、給与の差異の主な要因のひとつと考えられる。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、再任用自衛官である男性隊員の階級が女性隊員の階級に比べ高くなっていることが、給与の差異の主な要因のひとつと考えられる。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

・事務官等については、指定職相当は、一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表（7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

・自衛官については、指定職相当（防衛省給与法の自衛官俸給表に示す将、将補（一）の自衛官）、本省課室長相当職（同俸給表の将補（二）、1佐の自衛官）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表2佐、3佐の自衛官）、係長相当職（同俸給表の1尉、2尉、3尉（69号俸以上）、准尉（105号俸以上）、曹長（105号俸以上）の自衛官）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。